

東京都板橋区長期継続契約の締結に関する運用基準

平成 18 年 2 月 28 日総務部長決定

(趣旨)

第 1 条 この運用基準は、東京都板橋区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年板橋区条例第 47 号。以下「条例」という。）及び東京都板橋区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成 18 年板橋区規則第 7 号。以下「規則」という。）に基づく長期継続契約の締結に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第 2 条 条例第 2 条第 1 号及び規則第 2 条第 1 項の規定により長期継続契約を締結することができる契約は、当分の間、次に掲げる契約で、長期継続契約を締結することに支障の生じないものとする。

- (1) 事務用機器の借入れ及びこれに伴う保守に関する契約
- (2) 電子複写機の借入れ及びこれに伴う保守に関する契約
- (3) 情報処理機器(これに付随して使用する物品を含む。)及びソフトウェアの借入れ並びにこれに伴う保守に関する契約
- (4) プレハブ建築物の借入れ及びこれに伴う保守に関する契約
- (5) 厨房器具類の借入れ及びこれに伴う保守に関する契約
- (6) 自動車の借入れ及びこれに伴う保守に関する契約
- (7) 前各号に規定する物品に類する物品の借入れ及びこれに伴う保守に関する契約で、複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの

2 条例第 2 条第 2 号及び規則第 2 条第 2 項の規定により長期継続契約を締結することができる契約は、当分の間、次に掲げる契約で、長期継続契約を締結することに支障の生じないものとする。

- (1) 建物管理清掃業務委託契約
- (2) 給排水衛生設備保守委託契約
- (3) 冷暖房設備保守委託契約
- (4) 自動ドア保守委託契約
- (5) 昇降機保守委託契約

- (6) 消防設備点検委託契約
- (7) 第2号から前号に掲げるもののほか、施設に付帯する設備の保守の委託に関する契約で、複数年度にわたり継続的な役務の提供を受ける必要があるもの
- (8) 建物清掃業務委託契約
- (9) 機械警備業務委託契約
- (10) 給食調理業務の委託に関する契約
- (11) 用務業務の委託に関する契約
- (12) 情報処理システムに係るプログラムの保守及び運用の委託に関する契約
- (13) 窓口業務の委託に関する契約
- (14) 電話交換業務及びコールセンター業務の委託に関する契約
- (15) 前各号に規定する業務に類する業務で、複数年度にわたり継続的な役務の提供をすることにより業務の習熟度が高まり、区民サービスの向上につながるものの委託に関する契約

3 前項の規定にかかわらず、区内事業者育成の観点から、長期継続契約を締結することにより区内事業者の入札参加の機会を著しく損なうおそれのある次に掲げる業務の委託に関する契約については、当分の間、長期継続契約を締結しないものとする。

- (1) 公園清掃業務
- (2) 公園便所清掃業務
- (3) 警備業務（機械警備業務を除く。）

（契約期間）

第3条 条例第2条第1号及び規則第2条第1項の規定による長期継続契約の契約期間は、原則として5年以内とする。ただし、5年を超える必要があるときは、事前に総務部長と協議のうえ契約期間を設定するものとする。

2 条例第2条第2号及び規則第2条第2項の規定による長期継続契約の契約期間は、原則として3年以内とする。ただし、3年を超える必要があるときは、事前に総務部長と協議のうえ契約期間を設定するものとする。

（事前協議）

第4条 長期継続契約を締結する契約案件を所管する課又は所の長は、総務部長に事前に協議するものとする。

2 前項の規定により協議する事項は、契約締結の対象となる営業種目、契約期間そ

の他長期継続契約の締結に必要な事項とする。

付則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この基準は、平成27年2月9日から施行する。

付則

この基準は、平成31年1月1日から施行する。

付則

この基準は、令和2年8月1日から施行する。